市道の廃止と払下げについて

払下げにあたり、事前に市道の廃止を行いますが、廃止に必要な要件を満たす必要があります。
市道廃止の申込みから払下げまでは、下記の手続きにより行われます。

①市道廃止協議　※事前にご連絡ください。
主に以下の内容を協議
１．一般交通の用に供されていないなど、市道廃止の条件を満たすものであるか
２．土地境界が明確に表示されているか
３．隣接地権者および地元町内会長など、利害関係人の同意が得られるか

廃止が適当
（ＹＥＳ）

払下げ・廃止が不適当
（ ＮＯ ）

払下げできません。

②市道廃止申請
提出書類一覧は申請書に記載。
※払下げ後の手続きについて、路政課にてご案内いたします。

③市議会

可 決
（ＹＥＳ）

否 決
（ ＮＯ ）

市道の廃止が行えないため 払下げはできません。

④告示

告示後、法律で規定された管理期間があります。
期間終了後、申請者様にて払下げ手続きが開始となります。

⑤払下げ担当課へ引継ぎ（払下げ手続きの開始）